

## ◇◇第4回王滝村観光産業検討委員会の会議内容のお知らせ◇◇

2月10日(月)午後3時から第4回観光産業検討委員会が委員14名中12名の出席により開催され、傍聴者は13名でした。

冒頭、村長あいさつの中で前回の会議から相当日数を要してしまったことに対してお詫びと説明がありました。スキー場指定管理者のシシの決算書について、スキー場のみ(二合目「ララカレー」と木曾町「せせらぎの四季」の食堂を運営する“ししこま”を除く)と冬場のみに分けて提出いただくのに相当な日数を要したとの説明でした。また、本日の会議で概ね資料が揃ったと思われるので、次回以降具体的な議論に入る予定であることが示されました。

会議の内容は以下のとおりです。議事録や会議資料は役場で閲覧できます。

### 1. 第3回議事録の確認

発言内容の議事録について確認されました。

### 2. シシの決算状況について(指定管理者シシより報告)

シシの第6期(スキー場指定管理を受託して3期目の令和5年7月1日から令和6年6月30日まで)の決算報告がありました。決算書について項目ごとに説明がされ、不明点など委員からの質疑に逐一回答がありました。決算の概要は以下のとおりです。

#### 【シシ決算概要】

損益計算書によると、売上高1億9748万円から商品仕入れ高、外注費及び在庫を差し引くと売上総利益が1億4490万1千円となり、そこから、運営経費である販売費及び一般管理費の1億4374万8千円を差し引いたところ115万3千円の営業利益(黒字)となった。売上高1億9748万円の中には、村からの指定管理料4500万円とシシが行ったクラウドファンディングの寄付金も入っていて、運営経費である販売費及び一般管理費の内訳の割合では、人件費が43%、光熱水費と燃料費で29%、賃借料(人工降雪機用コンプレッサー)が8%となり、運営経費の8割を占めていることが示された。

前述の決算値はシシ全体の決算値であるため、その中から“スキー場のみ(オールシーズン)”と“スキー場の冬期間のみ”で抽出すると、“スキー場のみ”では142万円の営業利益(黒字)となるが、“スキー場の冬期間のみ”では589万円の営業損失(赤字)になるため、35000人の冬季入込者数と冬場のみの事業では赤字であることが示された。

貸借対照表では、指定管理3期目において僅かな黒字となったが、指定管理当初からの大変苦しい営業が続いていることが示された。

#### 【まとめ】

2023・24シーズンのスキー場入場者数35,757人で、スキー場収入(指定管理料・クラウドファンディング寄付金を含む)1億6237万円で589万円の赤字となり、夏のグリーンシーズンにグレンデを利用した“オンタケ エクスプローラー パーク”(オフロードバイクコース)の営業などで単年度黒字になっている。

### 3. その他資料について

これまでの会議の中で求められた資料の提供と説明がありました。

#### ①スキー場応援コメント(抜粋)について

スキー場では、ロッジ三笠の改修や移動式降雪機の整備にクラウドファンディングにより寄付者募った際に寄付者から寄せられた御嶽スキー場に対するコメントの一部が紹介されました。

#### ②経済波及効果アンケート集計について

「令和4年度御嶽スキー場の運営による経済波及効果分析」において実施された事業者へのアンケートについて説明がありました。このアンケートは令和3年度の状況について令和4年12月1日～12月23日の間で村内のスキー場関連の売上が想定される事業者に対して行い、37事業者(指定管理者を含む)に配布し31事業者から回答があり、回収率は83.8%、回答者の業種は、宿泊業55%、小売業23%、飲食業3%、その他19%でした。令和3年度の売上総計は5,119万円で、宿泊業が2700万円と一番多く、その他がまとめて1,300万円、体験コンテンツ等が400万円となっています。就業・雇用状況では31事業者の合計で通年雇用80人(その内、村内者割合66%)、パート・アルバイト48人(その内、村内者割合60%)となっています。また、今後の見通しでは、事業者のうち57%は現状維持や事業拡大を考えている一方で、18%の事業者が廃業を考えていることがアンケート結果の内容でした。

#### ③決算審査資料の一部について

令和5年度の村の決算状況について、昨年9月村議会で決算認定を審議していただいた時の資料が示されました。

一般会計については、歳入歳出決算の状況、基金の状況、地方債の状況及び健全化判断比率について説明がありました。スキー場に関連する公営企業観光施設事業会計については、決算の明細書や損益計算書及び貸借対照表により説明がありました。純利益は▲1億6,426万円の損失で未処理欠損金▲57億9,265万円となっているが、資金ベースで赤字にならないように一般会計から補助しているため、現金の動きがない減価償却費分が毎年赤字となっている。この赤字分については、帳簿上であるため、一般会計が負担することは今後もないとの説明がありました。

### 4. その他(出された意見)

- ・(指定管理者・シシ)スキー場の直近の入込数は対前年度比94%の17,441人で売上も400万円ほど落ちている。今年は大きなチャレンジで村内に宿泊するとリフト券が1000円で買える優待を行っている。売上の減少にはなるが、「宿泊客が増えた」と言われる宿も多く有り、収支バランスをみながらやっていく必要がある。
- ・(委員)今後の検討にあたっては、伝聞情報を元に評価しないようにしていかないと検討委員会にならないし、経済波及効果の調査結果や県で作成中の経済波及効果算定ツールにより算出されたものが肌感覚とどうしてもずれが生じてしまうので、十分考えながらやっていきたい。
- ・(委員)今後の検討にあたっては、例えば“反対”といったときにはそれに替わる代替案も出してほしい。また、経済的な数字が見えない移住者の増加や雇用創出の効果も考えたい。
- ・(委員)あと1年半で現行の指定管理期間が終了する。スキー場に村のお金を使わないためにも、他の企業との資本提携などを視野に入れて、行政と現指定管理者が共に、スキー場が生き残る方法を大至急模索する必要がある。



# 役場だより

王滝村役場 総務課

## 公益財団法人 名古屋市民休暇村管理公社への出捐（しゅつえん）金※ に関する村の考え方について

公益財団法人名古屋市民休暇村管理公社（以下「公社」）は、名古屋市が設置した「名古屋市民御岳休暇村」（以下「休暇村」）を設立当初（昭和48年）から管理運営を行っています。

公益財団法人とは、公益目的事業を行うことを主たる目的とするなど、「公益認定の基準に適合する」と行政庁が認定した財団法人です。

公社は、休暇村の施設を活用し、公益事業として自然と親しむレクリエーション活動の提供や、利用者の健康増進を図り、福祉の向上や青少年の健全育成につながる活動を行っています。

休暇村では施設開設以来、多くの村民が就労しています。令和6年度においても、村民10名の社員を雇用し、繁忙期にはパート従業員の就労場所となっています。また、多くの旅館等が休廃業となった今、休暇村が村内最大の宿泊施設であり、御前崎中学校や水資源機構などの関係・交流事業の拠点として、また、長野県立大学との連携による地域活性化、他方、災害発生時には高原地区住民の一次避難場所となるなど、村にとって重要な施設の一つであり、村の産業、地域防災の一翼を支える施設となっています。

休暇村を運営する公社の令和5年度決算で「正味財産額」…民間企業の純資産額…が2942万8千円の赤字となりました。「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」では、「2事業年度連続で純資産（正味財産）が300万円未満となった場合、その法人は2事業年度目についての定時評議員会で解散となる」とされています。公社の今年度（令和6年度）決算が赤字見込であることから、何等かの対応をしない限り、公社は今年の5月定時評議員会で解散することになります。

施設を所有する名古屋市では、休暇村は木曽地域と名古屋市をつなぐかけがえのない財産であると考えており、休暇村施設は存続させる方向で検討しています。そのため、今年度中に出捐して公社の基本財産を増額させ、財務状況の改善を行う予算案を市議会に提出しています。

村としては、名古屋市民御岳休暇村が当村の経済、観光産業、交流事業等において大きな存在であり、今後も名古屋市民休暇村管理公社が安定的に事業を継続することが重要であることから、名古屋市と協調して、休暇村存続のために公社に対し出捐を行うこととしました。

出捐の金額は1000万円とします。1000万円とした根拠は、名古屋市は出捐金額を1億円と予定しており、村としてはその1割程度が限度であること、また、毎年度名古屋市からは国有資産等所在市町村交付金として年間800万円程度、公社からは水道料金、入湯税の収入が年間400万円程度あることから、その合計額を超えない範囲としたものです。

### 王滝村議会での審議経過

村では、公社への出捐金を含む補正予算案を令和7年第2回王滝村議会2月臨時会へ上程しました。議員各位からは、「休暇村施設の重要性については理解しているが、今回の事に関しては、名古屋市と村の連携、公社との意見交換の場が必要」「審議時間が十分でなく、より多くの時間をかけての検討が必要である」等、予算案に対する反対討論が行われ、採決の結果、反対多数で予算案は否決されました。

### ※「出捐金」について

出捐とは、地方公共団体が財団法人に対して行う寄付行為をさします。

今回の村からの出捐金は、公益財団法人名古屋市民休暇村管理公社の「財産」に組み入れられることになり、公社の損失補填に直接充てられるものではありません。